

令和5年第6回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和5年第6回教育委員会定例会議事日程

令和5年6月26日(月)
午後5時45分 開会
多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき事
報告第10号 件の議案の作成に係る意見(工事請負契約の締結))

臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和5年度多賀城市一般
報告第11号 会計補正予算(第3号)に対する意見)

議案第13号 多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事に
ついて

議案第14号 多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

議案第15号 多賀城市文化財保護委員会委員の人事について

議案第16号 令和6年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の
採択基準について

議案第17号 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画の計画
期間について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和5年第5回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

5月29日、「小学校読み書き困難な児童のスクリーニング研修会」を城南小学校で開催し、小学校一年生の担任等が参加しました。

6月2日、「令和5年度仙台管内教育委員会協議会総会・研修会」が岩沼市で開催され、樋渡委員、林委員、小野委員が出席いたしました。総会において菊池すみ子元委員に感謝状が贈呈されました。

6月3日及び4日の2日間にわたり、「第27回多賀城市中学校総合体育大会」が市内各中学校、中央公園、総合体育館等で開催され、熱戦が繰り広げられました。

6月8日から22日まで15日間の会期で、「令和5年第2回多賀城市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします「令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）」、「工事請負契約の締結」について、本会議及び予算特別委員会で審議されました。

一般質問は、6月15日及び16日に行われ、教育委員会関係は7名から8件の質問が行われました。回答要旨は別紙のとおりです。

■生涯学習課関係

6月1日、「青少年育成センター運営協議会」を開催し、令和4年度の事業報告、令和5年度の事業計画案などが承認されました。

6月8日、「令和5年度少年の主張多賀城市大会」を高崎中学校で開催し、当校の生徒と来賓者も含め約581名が参加しました。優秀賞に選ばれた高崎中学校の伊藤百花さんと、優良賞の多賀城中学校の阿部文音さんが、7月4日に第二中学校で開催される仙台地区大会に出場します。

前回報告時以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

5月31日、古代米の田植えを特別史跡内の市川字館前地区で実施し、歴史的食文化体験学習として城南小学校、多賀城八幡小学校、多賀城東小学校の5年生232名が参加しました。

5月27日、令和5年度資料展「地域の文化財－市川村・浮島村－」の関連企画として、地域住民によるギャラリートークを埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催しました。詳細は別表のとおりです。

(別表) 令和5年度資料展ギャラリートーク

開催日	内容	観覧者数	会場
5月27日	テーマ:「村鎮守を守る-浮嶋神社と地域の人々-」 講師:佐藤勇雄氏	29名	埋蔵文化調査センター3階展示室

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和5年6月20日現在)

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
5月21日	「子ども映画会 (ハローキティのまほうのリンゴほか)」	80名	市会
5月25日	高齢者教育事業「多賀城大学 心理学実験から見る人間の不思議」 講師:仙台白百合女子大学 結城裕也氏	39名	市会
5月31日	地域交流事業「多賀城はじめてスマホ会in中央」 (午前:基礎編、午後:SNS編) 講師:ソフトバンク株式会社	6名	中公
6月3日	青少年教育講座「海のアートづくり教室~海藻おしば・ハーバリウム~」 講師:理研食品株式会社	12名	中公

○山王公民館

開催日	内容	参加者数	会場
5月17日	高齢者教育事業「山王大学 意外と知らない睡眠の話」 講師:仙台白百合女子大学 大久保剛氏	13名	山公
5月19日	地域交流事業「多賀城はじめてのスマホ会in山王」 (SNS編) 講師:ソフトバンク株式会社	1名	山公

5月30日	地域交流事業「多賀城はじめてのスマホ会in山王」 (午前：基礎編、午後SNS編) 講師：ソフトバンク株式会社	6名	山公
6月13日	地域交流事業「多賀城はじめてのスマホ会in山王」 (午前：基礎編、午後SNS編) 講師：ソフトバンク株式会社	4名	山公
6月17日	青少年教育事業「子どもコマ大戦in多賀城 山王 地区公民館場所」 講師：株式会社岩沼精工	11名	山公
6月20日	高齢者教育事業「山王大学 ヨーグルトのひみつ」 講師：株式会社明治北日本支社 百足奈々氏	17名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
5月17日	成人教育事業「はじめてスマホ会」 (SNS編) 講師：ソフトバンク株式会社	4名	大公
5月18日	成人教育事業「はじめてスマホ会」 (SNS編) 講師：ソフトバンク株式会社	2名	大公
6月2日	成人教育事業「はじめてスマホ会」 (午前：基礎編、午後SNS編) 講師：ソフトバンク株式会社	5名	大公
5月31日	高齢者教育事業「山茶花大学 植木等と昭和の時代」 講師：仙台白百合女子大学 大久保剛 氏	23名	大公
6月14日	高齢者教育事業「山茶花大学 ヨーグルトのヒミツ」 講師：株式会社明治北日本支社 百足奈々氏	24名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
5月17日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	3名	市図

5月18日	「おやこが笑顔になる ベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	8名	市図
5月19日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	8名	市図
5月27日	「キッズクラフト ふわふわクラゲを作ろう」	9名	市図
5月28日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ 多肉植物の寄せ植え」 講師：株式会社 多賀城フラワー	12名	市図
6月2日	「朝活 Good morning YOGA」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	4名	市図
6月7日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	4名	市図
6月11日	「親子で一緒に 図書館探検隊！」	10名	市図
6月14日	「本のソムリエ 働くあなたに読書の処方箋 ライフプランを考える一冊」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	4名	市図
6月16日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	7名	市図
6月18日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ あやめと季節の花のアレンジ」 講師：株式会社 多賀城フラワー	9名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
5月19日～ 6月17日 (4回)	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	8名	総体
5月23日～ 6月20日 (4回)	社会体育事業「学校体育を克服！運動教室」	68名	総体
5月28日	社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」	18名	総体
6月18日	社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」 講師：坂本佳那氏	15名	総体

6月18日	社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」 講師：株式会社activebody	4名	総体
5月17日～ 6月20日 (14回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：旭ヶ岡町内会ハッピークラブ、志引町内会、スマイル桜木、東田中南多賀モリ会、鶴ヶ谷多賀モリ会、向山いきいきサロン、高橋多賀モリ会、下馬サロン、八幡保育所、育自の会、わくわくデー、小学生事業(トランポリンを楽しもう)、桜木ヨガ教室、高崎多賀モリさくらの会	294名	市内
5月17日～ 6月14日 (9回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	245名	ヘルス 市会 山公 大公

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和5年6月26日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第10号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和5年6月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年5月30日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

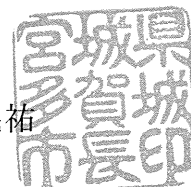
議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財 政 第 4 7 5 号
令 和 5 年 5 月 2 9 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐



議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の工事に係る工事請負契約の締結を令和5年第2回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めますので回答願います。

記

1 対象工事

工事の名称	工事の場所
令和5年度（仮称）多賀城跡ガイダンス施設 建設工事	多賀城市市川字立石地内

担当：財政課管財契約係 伊藤
内線：244



議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度（仮称）多賀城跡ガイダンス施設建設
工事
- 2 契約の方法 総合評価方式による制限付き一般競争入札後の随
意契約
- 3 契約金額 238,700,000円
- 4 契約の相手方 多賀城市八幡二丁目8番16号
伏谷建設株式会社

令和5年6月8日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

入 札 執 行 調 書

入札件名	令和5年度（仮称）多賀城跡ガイダンス施設建設工事			入札日時	令和5年5月24日午後1時30分
				入札場所	多賀城市役所6階 601会議室
施工場所	多賀城市市川字立石地内			入札種別	総合評価方式による制限付き一般競争入札
入 札	入 札 価 格			記 事	入札執行者 企画経営部財政課 課 長 三浦 崇 立会者 教育委員会事務局文化財課 副 主 幹 根元 伸弘 企画経営部財政課 課長補佐 阿部 武弘 副 主 幹 伊藤 智晃 主 事 千葉 響
	第1回	第2回	第3回		
伏谷建設株式会社	250,000,000	230,000,000	218,000,000	不落随意契約	
株式会社宮城工務店	262,000,000	辞退			
株式会社斎藤工務店	258,000,000	245,000,000	225,000,000		
				備考	
				左記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。	
				予定価格（税抜）	
				217,000,000円	
				調査基準価格（税抜）	
				199,640,000円	

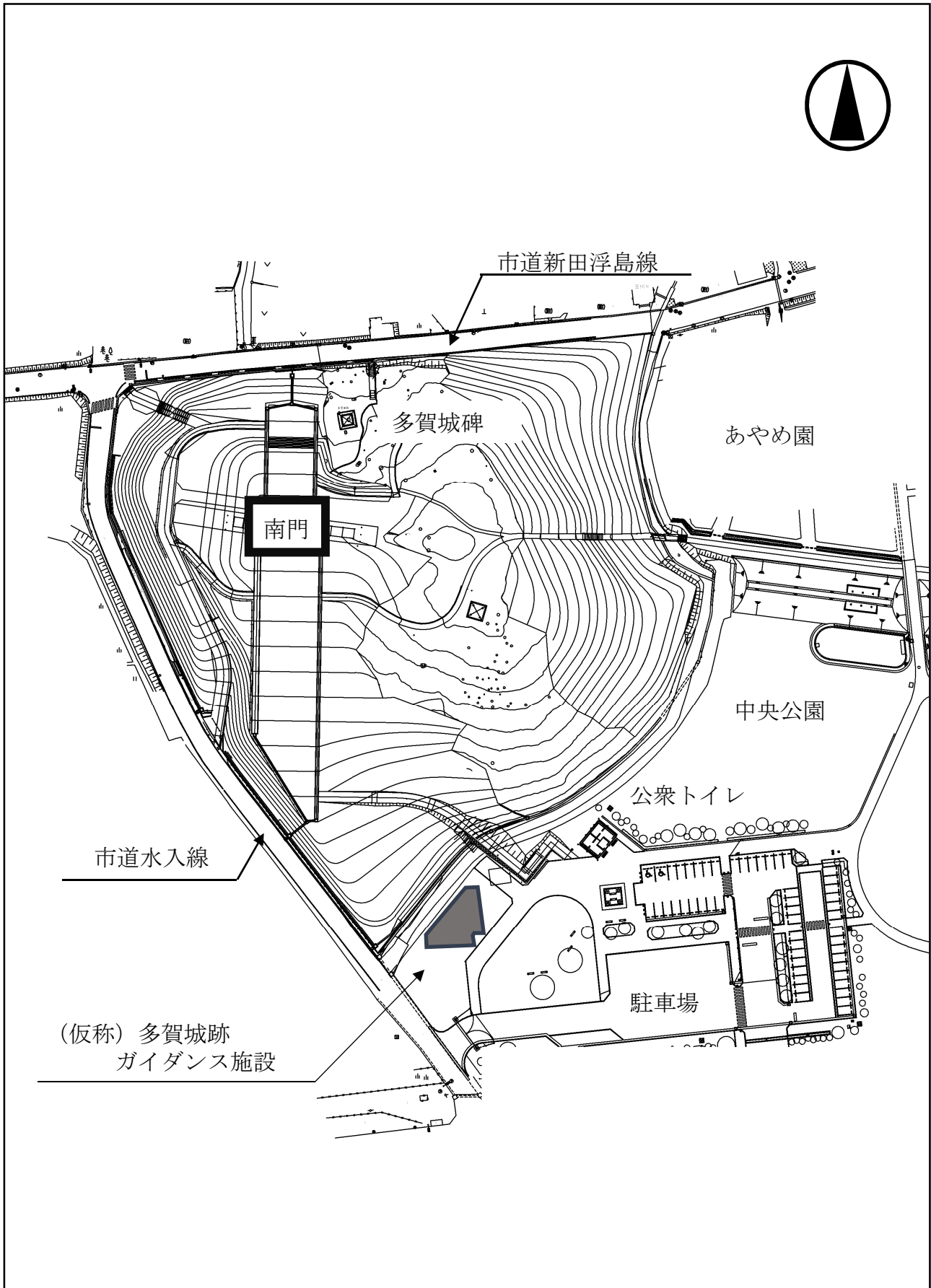
見 積 開 封 調 書

見積件名	令和5年度（仮称）多賀城跡ガイダンス施設建設工事	見積日時	令和5年5月24日 午後1時40分
		見積場所	多賀城市役所6階 601会議室
施工場所	多賀城市市川字立石地内	入札種別	不落随意契約
見 積 者	見 積 価 格	記 事	見積執行者 企画経営部財政課 課 長 三浦 崇 立会者 教育委員会事務局文化財課 副 主 幹 根元 伸弘 企画経営部財政課 課長補佐 阿部 武弘 副 主 幹 伊藤 智晃 主 事 千葉 響
	第1回		
伏谷建設株式会社	217,000,000		
			備考
			左記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。
			予定価格（税抜）
			217,000,000円
			調査基準価格（税抜）
			199,640,000円

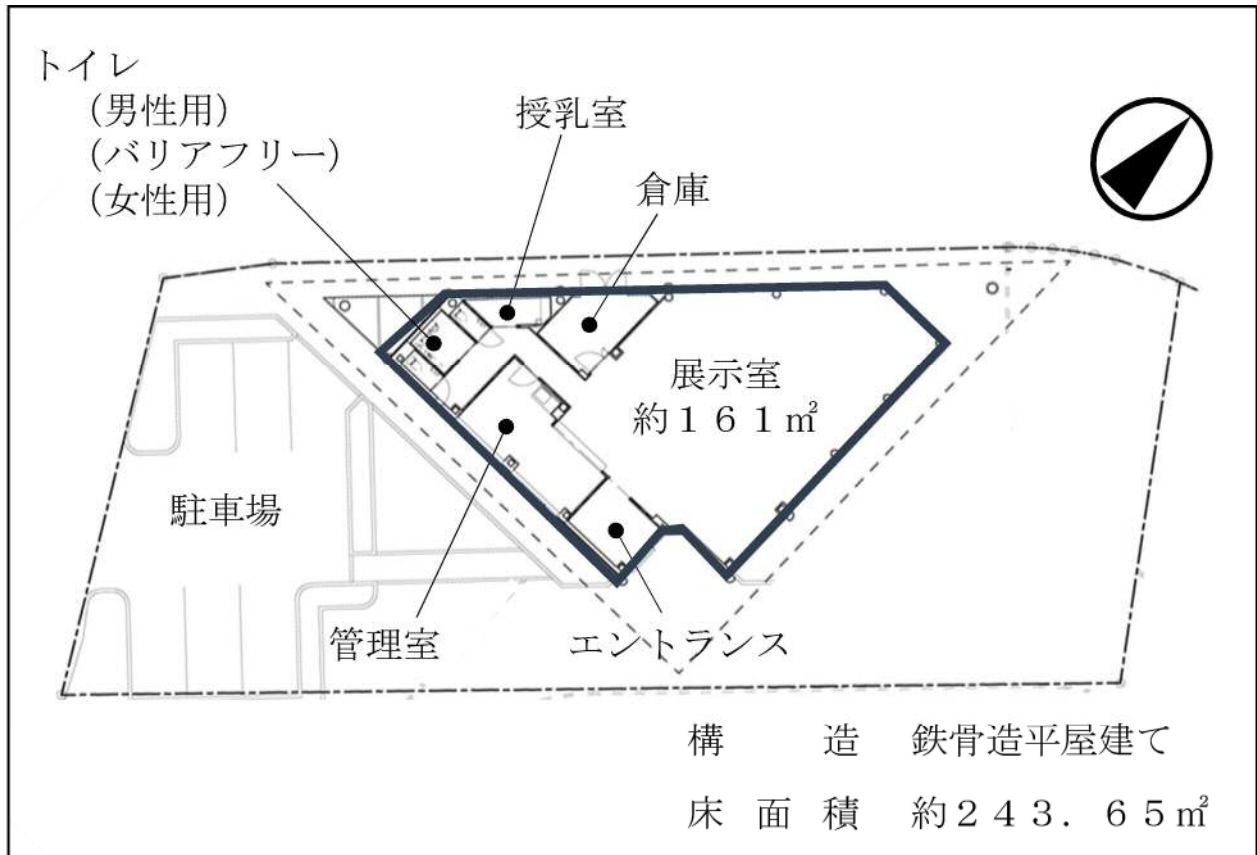
工事概要書

- 1 件 名 令和5年度（仮称）多賀城跡ガイダンス施設建設工事
- 2 施工場所 多賀城市市川字立石地内
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで
- 4 工事概要
 - (1) 建物構造 鉄骨造平屋建て
 - (2) 敷地面積 912.92㎡
 - (3) 床面積 243.65㎡
 - (4) 主要室 展示室、管理室、男性用トイレ、女性用トイレ、バリアフリー
トイレ、授乳室、倉庫等
 - (5) その他 外構、駐車場等

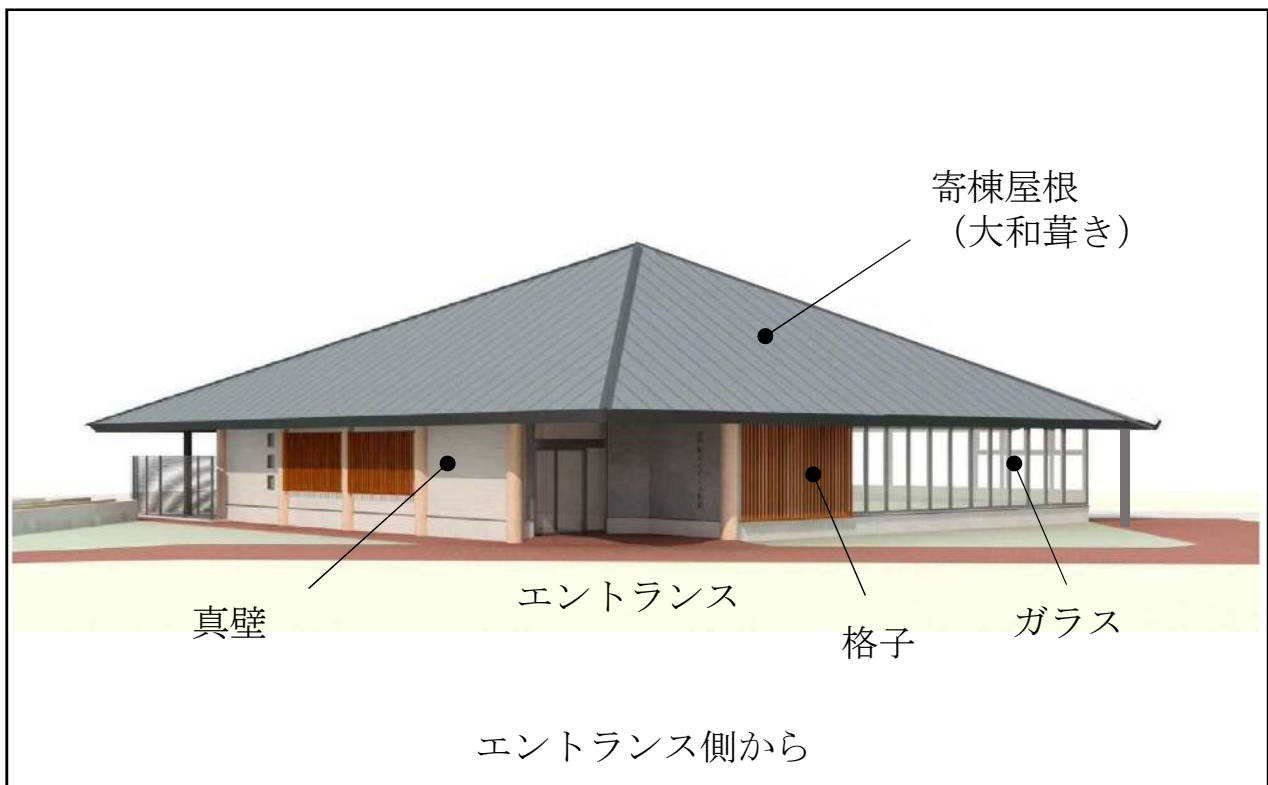
(仮称) 多賀城跡ガイダンス施設位置図



平面図



完成予定図



臨時代理事務報告第 1 1 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 4 7 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 2 6 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年5月30日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に対する
意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財 政 第 3 9 6 号

令 和 5 年 5 月 2 9 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐



令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）につ
いて（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を
求めます。

担当：企画経営部財政課財政係 松坂

内線：235



議案第 13 号

多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和5年7月1日	三塚 隆洋	多賀城東小学校長
委嘱	令和5年7月1日	千葉 雅弘	山王小学校長
委嘱	令和5年7月1日	澤井 文彦	多賀城八幡小学校長
委嘱	令和5年7月1日	中里 和裕	多賀城中学校長
委嘱	令和5年7月1日	阿部 欽一	東豊中学校長
委嘱	令和5年7月1日	星山 純一郎	多賀城小学校父母教師会長
委嘱	令和5年7月1日	鈴木 幸也	天真小学校父母教師会長
委嘱	令和5年7月1日	加藤 千恵	城南小学校父母教師会 副会長
委嘱	令和5年7月1日	栗山 篤史	第二中学校父母教師会長
委嘱	令和5年7月1日	博田 由紀子	高崎中学校父母教師会長
委嘱	令和5年7月1日	小山 雅彦	塩釜保健所環境衛生部技術 副参事兼総括次長
委嘱	令和5年7月1日	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会薬剤師
委嘱	令和5年7月1日	遠藤 剛	仙台農業協同組合多賀城支店長

令和5年6月26日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日

番号	氏名	現職等	規則による位置付け	備考
1	三塚 隆洋	多賀城東小学校長	市立学校の校長	新任
2	千葉 雅弘	山王小学校長	市立学校の校長	新任
3	澤井 文彦	多賀城八幡小学校長	市立学校の校長	新任
4	中里 和裕	多賀城中学校長	市立学校の校長	新任
5	阿部 欽一	東豊中学校長	市立学校の校長	新任
6	星山 純一郎	多賀城小学校父母教師会長	児童生徒の保護者	新任
7	鈴木 幸也	天真小学校父母教師会長	児童生徒の保護者	新任
8	加藤 千恵	城南小学校父母教師会 副会長	児童生徒の保護者	新任
9	栗山 篤史	第二中学校父母教師会長	児童生徒の保護者	新任
10	博田 由紀子	高崎中学校父母教師会長	児童生徒の保護者	新任
11	小山 雅彦	塩釜保健所環境衛生部技術 副参事兼総括次長	関係行政機関の代表者	新任
12	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会薬剤師	学識経験者	再任
13	遠藤 剛	仙台農業協同組合多賀城 支店長	学識経験者	再任

○委員の構成

市立学校の校長	児童生徒の保護者	関係行政機関の代表者	学識経験者	計
5	5	1	2	13

○多賀城市学校給食センター条例（抜粋）

（学校給食センター運営審議会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○多賀城市学校給食センター条例施行規則（抜粋）

（学校給食センター運営審議会）

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市立学校の校長
- (2) 児童生徒の保護者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 学識経験者

議案第 1 4 号

多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和 5 年 7 月 1 日	渡辺 圭佑	宮城学院女子大学助教

令和 5 年 6 月 2 6 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

令和5年7月1日～令和7年5月31日（※）

NO	氏名	現職等	条例による位置付け	備考
1	天野 和彦	東北学院大学准教授	学識経験者	再任
2	永田 秀隆	仙台大学教授	学識経験者	再任
3	渡辺 圭佑	宮城学院女子大学助教	学識経験者	新任 （※）
4	島田 拓	高崎中学校長	関係行政機関職員	新任
5	石山 恵	多賀城中学校教諭	関係行政機関職員	再任
6	古川 祥枝	多賀城市民スポーツクラブ職員	関係行政機関職員	再任
7	青島 大輔	株式会社 activebody 代表取締役	教育委員会が必要と認める者	再任
8	阿部 福次	多賀城市体育協会会長	教育委員会が必要と認める者	再任
9	和泉 匡倫	多賀城市民スポーツクラブ指導者	教育委員会が必要と認める者	再任
10	齋藤 繁夫	多賀城市スポーツ少年団本部長	教育委員会が必要と認める者	再任

○委員の構成

学識経験者	3
関係行政機関職員	3
教育委員会が必要と認める者	4
計	10

○多賀城市スポーツ推進審議会条例（抜粋）

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第 15 号

多賀城市文化財保護委員会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	経歴等
委嘱	令和5年7月1日	吉野 武	多賀城跡調査研究所所長

令和5年6月26日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

多賀城市文化財保護委員名簿

任期 令和4年8月1日から令和6年7月31日まで

NO	氏名	経歴等	分野	備考
1	飯淵 康一	東北大学名誉教授	建築史	
2	大平 聡	宮城学院女子大学教授	近現代史	
3	加藤 文男	多賀城鹿踊保存会会長	郷土芸能	
4	菊池 光信	市川区長	地域代表	
5	白鳥 良一	元東北歴史博物館副館長	考古学	
6	J・F・モリス (John Francis MORRIS)	東北大学災害科学国際研究所客員教授	近世史	
7	鈴木 朝二	東北学院大学非常勤講師	歴史教育	
8	鈴木 由利子	宮城学院女子大学非常勤講師	民俗	
9	吉野 武	多賀城跡調査研究所長	調査研究	新任
10	藤沼 邦彦	元弘前大学教授	考古学	

○委員の構成（参考）

建築史	近現代史	郷土芸能	地域代表	考古学	近世史	歴史教育	民族	調査研究
1	1	1	1	2	1	1	1	1

～教育長に対する事務委任等規則（抜粋）～

（教育委員会議決事項）

第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議において議決を受けなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 附属機関の構成員を委嘱し、又は解職すること。

(10)～(16) 略

～多賀城市文化財保護条例（抜粋）～

（文化財保護委員会）

第6条 教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は委員10人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～多賀城市文化財保護条例施行規則（抜粋）～

（文化財保護委員会）

第2条 多賀城市文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）の委員は、文化財に関し識見を有する者のうちから教育委員会が任命する。

第3条 保護委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、保護委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第4条 会長は、保護委員会を招集し、その議長となる。

2 保護委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 保護委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条 保護委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

議案第16号

令和6年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の
採択基準について

このことについて、別紙のとおり制定する。

令和5年6月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和6年度 多賀城市立小・中学校使用教科用図書採択基準

多賀城市教育委員会及び多賀城市立小・中学校教職員が教科用図書の調査研究を行う場合は、次に示す項目及び観点を基準とする。

1 小学校で使用する「各教科」教科用図書採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている教科の目標達成のために内容が工夫されているか。
- イ 宮城県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。
- ウ 児童の心身の発達の段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- エ 内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- オ 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- イ 教科の目標を踏まえて、各章、各節のねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- ウ 基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習を進めるための配慮がなされているか。
- エ 内容の分量や区分が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。
- オ 教材の配列が、児童の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮されているか。
- イ 児童の経験や興味・関心を大切にし、主体的・対話的で深い学びを実践するための工夫がなされているか。
- ウ 児童の多様な個性や能力に広く対応するとともに、児童が自己の学びを調整しながら学習できるよう配慮されているか。
- エ 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- オ 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記、表現が適切であるか。
- イ 児童生徒が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

2 小学校で使用する「特別の教科 道徳」教科用図書採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている「特別の教科 道徳」の目標達成のために内容が工夫されているか。
- イ 宮城県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。
- ウ 児童の心身の発達の段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- エ 内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- オ 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- イ 「特別の教科 道徳」の目標を踏まえて、ねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- ウ 内容項目を関連的に・発展的に捉え、重点的な取扱いの工夫ができるように配慮がなされているか。
- エ 内容項目の数や分量が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。
- オ 教材の配列が、児童の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める学習が進められるよう配慮されているか。
- イ 児童の経験や興味・関心を大切にし、主体的・対話的で深い学びを実践するための工夫がなされているか。
- ウ 児童の多様な個性や能力に広く対応されているか。
- エ 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- オ 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記、表現が適切であるか。
- イ 児童生徒が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

3 小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- イ 宮城県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応しているか。
- ウ 社会適応能力の向上を図り、自立や社会参加を促す配慮がなされているか。
- エ 様々な体験活動を促し、自己を生かす生き方や進路を考えられるものか。
- オ 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- イ 内容の分量や区分が適切であるか。
- ウ 季節や行事等との関連が考慮されているか。
- エ 児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。
- イ 基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。
- ウ 児童生徒の興味や関心を喚起し、主体的・対話的で深い学びを促すように配慮されているか。
- エ 他の教育活動との関連に配慮されているか。
- オ 内容がより理解できるような挿絵、図表、写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記、表現が適切であるか。
- イ 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、安全や環境に配慮されているか。

議案第 17 号

特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画の計画期間
について

このことについて、下記のとおり決定する。

記

令和 2 年第 10 回教育委員会定例会で決定した、特別史跡多賀城跡附
寺跡第 3 次保存管理計画に係る計画期間を 3 年間さらに延伸し、令和 7
年度までとする。

令和 5 年 6 月 26 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

①保存管理計画について

これまでの計画の経過

	計画年度	主な計画内容
第1次	昭和51～62年度	<ul style="list-style-type: none"> 地区区分の設定 計画的な公有化事業の開始
第2次	昭和63～平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 「現状保存」→「整備活用」 発掘調査、公有化、環境整備事業の計画的な総合化 まちづくり計画との有機的な接合
第3次	平成23～32年度	<ul style="list-style-type: none"> 重点区域の設定（S重点遺構保存活用地区など） 史跡内に居住する住民との「共存・共営」 市民協働による保存管理の検討
(前回) 第3次計画延伸	令和3年～令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> S重点遺構保存活用地区の公有化の進展 地区区分の取扱いの必要性 公有化方針の見直しの検討 覚書の見直し 特別史跡内の活用方針の検討
※令和2年第10回多賀城市教育委員会定例会議案第16号（令和2年10月29日（水））で原案可決 ※令和2年第14回行政経営会議（報告）で了承済 ※令和2年6月 宮城県（文化財課）及び多賀城市 令和3～4年度で計画策定予定で了承 ※令和2年9月 文化庁、宮城県、多賀城跡研究所、多賀城市 令和3～4年度で計画策定予定で了承		
(今回) 第3次計画再延伸	令和5年度～令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 南門及び周辺整備が令和6年度まで見込んでいる 南門等復元整備完了後、人流・観光客・車両の流れ等環境の変化を考慮しなければならぬ状況となった 新計画策定に向けて市川地区とのまちづくり会議で十分な説明・協議が必要 文化庁、宮城県、関係機関協議に相当な時間を要する

②現行計画の計画期間延伸理由

○令和4年度の状況変化・検討事項への対応に時間を要するため

令和4年度以降の状況変化・検討事項への対応
策定委員会設置⇒検討事項の協議
⇒次期計画に反映（宮城県、文化庁、住民と連携）



現計画：令和4年度→令和7年度まで延伸
令和8年4月から新計画

③参考 宮城県 整備計画全体構想

